

〈保健所の取り組み〉

視点 1	正しい知識の普及啓発	基本施策	(1) 啓発活動 ・ 情報提供 (2) 学校における感染症教育
<p>【目的】 市民がエイズ・性感染症についての正しい知識を身につけ、適切な行動ができるよう、普及啓発に取り組む</p>			
<p>1. HIV 検査普及週間、世界エイズデー等に合わせた啓発</p>			
<p>(1) 情報発信</p>			
<p>① 通年実施</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だよりへの掲載</li> <li>・ インターネット等の活用（仙台市・各区ホームページ、情報提供ウェブサイト「仙台 HIV ネット」、「HIV 検査・相談マップ」、「エイズ予防情報ネット HIV 検査情報サーチ」等）</li> </ul>			
<p>② HIV 検査普及週間・世界エイズデー共通で実施</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより等広報誌・ホームページでの啓発</li> <li>・ インターネットサイト「仙台 HIV ネット」、「HIV 検査・相談マップ」等による検査情報の発信</li> <li>・ MSM 向けアプリケーションイベント検査会告知バナー広告の掲出（5月・10月・11月）</li> <li>・ 区役所パネル展示の実施</li> </ul>			
<p>③ 世界エイズデーのみ実施</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットバナー広告の掲出</li> <li>・ ポスター・チラシの作成・送付</li> </ul>			
<p>(2) 啓発キャンペーン（世界エイズデー）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>JR 仙台駅前におけるキャンペーンイベントの再開検討</u></li> </ul>			
<p>(3) その他</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民まつり等イベントにおける啓発 等</li> </ul>			
<p>※ぱど等の広報誌への掲載、ラジオ放送、交通広告の掲出は必要に応じ実施検討</p>			
<p>2. 学校との連携</p>			
<p>(1) 教育局、子供未来局と連携し、学校への啓発を継続（生徒学生向け及び教員向け）</p>			
<p>(2) 専修学校、各種学校、大学と連携し啓発を継続</p>			
<p>(3) 学校保健懇談会において、養護教諭等に性感染症予防に関する情報を提供（若林）</p>			
<p>3. MSM 対策</p>			
<p>(1) やろっことの市民協働による受検促進事業</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供ウェブサイト「仙台 HIV ネット」での情報発信 （平成 27・28 年度市民協働事業提案制度採択事業で作成）</li> <li>・ MSM 向けアプリケーションへバナー広告の掲出（再掲）</li> </ul>			
<p>(2) コミュニティセンターZEL との連携による、ゲイ向け商業施設等に配置する MSM 向け検査案内ポスターやちらしへの掲載等</p>			

<b>視点 2</b>	<b>検査体制・相談の充実</b>	<b>基本施策</b>	<b>(1) 検査体制の充実</b> <b>(2) 相談・カウンセリングの充実</b>
-------------	-------------------	-------------	--

【目的】 感染の早期発見・早期治療のため、市民が安心して受けられる検査相談体制の充実をはかる。

1. 検査体制の充実

(1) HIV 検査受検促進・性感染症の増加への対策

- ① 区役所検査の一部再開
- ② イベント即日検査の受検定員を 25 名（午後のみ）から 50 名（午前・午後各回 25 名）に変更
- ③ 検査普及週間特例イベント検査の再開（6 月）
- ④ 男性限定イベント検査の実施（10 月）
- ⑤ 世界エイズデー特例イベント検査の実施（12 月）

【仙台市保健所 HIV・性感染症検査の実施予定】

会場等	頻度	備考
区役所 平日 青葉区役所 宮城野区役所 太白区役所	<u>それぞれ月 1～2 回</u>	上記①
青葉区役所 夜間	月 1 回	—
休日（即日） 健康相談所 興生館	月 1 回	—
イベント（即日）	<u>年 2 回（6 月・12 月）</u>	上記③および⑤
金曜夜間（即日） 4 月～6 月 健康相談所 興生館 7 月～翌年 3 月 アエル 6 階	月 2 回	—
男性限定検査	年 1 回（10 月）	上記④

(2) 検査予約の利便性の向上

電子申請及び予約専用電話による受付継続

2. HIV 担当者の研修受講による最新知識と相談技術の習得
3. HIV 担当者向け研修会の実施（HIV 陽性告知に特化した研修を予定）
4. 外国人向け英語版各種様式の整備
5. 性感染症医療機関検査モデル事業の実施

<b>視点 3</b>	<b>患者・感染者への支援</b>	<b>基本施策</b>	<b>(1) 必要な医療・福祉サービスの支援</b> <b>(2) 生活全般にわたる支援</b>
-------------	-------------------	-------------	---

【目的】 患者・感染者が安心して必要な医療と福祉サービスを受けることができるよう、社会全体で支援する。

1. 患者支援の継続

- (1) 検査陽性者の速やかな受診勧奨
- (2) 障害者支援・高齢者支援の関係各課との情報共有と連携

2. 人権啓発活動の継続

### 〈教育局健康教育課の取り組み〉

視点 1	正しい知識の普及啓発	基本施策	(1) 啓発活動 ・ 情報提供 (2) 学校における感染症教育
<p>(1) 学習指導要領に基づく教科指導の充実</p> <p>(2) 思春期保健の健康教育実施（子供未来局子供保健福祉課と連携し、中学校・高等学校を対象に宮城県助産師会から講師を派遣し、出前講座を開催している。）実施予定校：18校程度</p>			
視点 2	検査体制・相談の充実	基本施策	(1) 検査体制の充実 (2) 相談・カウンセリングの充実
<p>(1) 保健室での健康相談・個別指導</p>			

### 〈子供未来局子供家庭保健課の取り組み〉

視点 1	正しい知識の普及啓発	基本施策	(1) 啓発活動 ・ 情報提供 (2) 学校における感染症教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ せんだい妊娠ほっとラインについては、継続して委託・実施予定である。</li> <li>・ 思春期保健健康教育については、2種類の実施方法で継続して実施予定である。</li> </ul>			